

2022年5月30日

各位

会社名 株式会社ソラスト
代表者名 代表取締役社長 CEO 藤河 芳一
(コード番号 6197 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員 CFO 管理本部長 原田 圭一
(TEL. 03-6890-8904)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、当社取締役会の書面決議において、定款一部変更の件を2022年6月27日開催予定の第54回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に記載の事業目的の変更を行うものです。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。下線部分に変更箇所を示しています。

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～15. (条文省略)</p> <p>16. <u>乳児、幼児および学童の保育に係わる事業</u></p> <p>17. ～31. (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1. ～15. (現行どおり)</p> <p>16. <u>保育所、こども園、学童施設、託児所、子育て広場等、子育て支援施設の運営および運営支援に係わる事業</u></p> <p>17. ～31. (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(新 設)	<p>(附則)</p> <p>① <u>現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------	---

3. 日程

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022 年 6 月 27 日（月曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生予定日 | 2022 年 6 月 27 日（月曜日） |

以上